

2024 年 ベルリン農業大臣会合 コミュニケ（仮訳） 未来のための食料システム：飢餓ゼロの世界達成に向けた協力

1. 我々 61 か国の農業大臣は、2024 年 1 月 20 日、食料・農業グローバルフォーラム(GFFA)の機会に、第 16 回ベルリン農業大臣会合として参集し、深く、実りある議論を行った。

2. 我々は、世界が依然として、かつてない食料安全保障の危機のさなかにあることを、深い懸念をもって認識する。SDG 2「飢餓をゼロに」は、今の対策では 2030 年までに達成できそうにない。7 億 8,300 万人に上る人々が飢餓に苦しんでおり、24 億人が中程度もしくは深刻な食料不安に陥っている¹。抜本的な対策が講じられなければ、2030 年においても約 6 億人の人々が飢餓に直面すると予想されている。我々は、このすべての人々に対する困難要因と闘うためには、取組の強化が緊急に必要であることを、危機感をもって認識する。この観点から、我々は飢餓と栄養不良の主要因の一つが、世界各地での戦争や紛争にあることを認識する。我々は、紛争地域における市民が、食料に対する信頼性が高く、持続的で十分、かつ途絶えることなくアクセスできることが必要である点を強調する。我々は、この点において関連する国際機関及び地域協力機関の、特に支援的役割を評価する。

3. 58 か国に住む 2 億 5,800 万人の人々が、急性の食料不安のさなかにある。ウクライナにおける戦争に関しては、我々は、各国の立場や国連安保理及び国連総会で採択された決議（A/RES/ES-11/1 及び A/RES/ES-11/6）を再確認する。我々は、ウクライナにおける戦争による、人々を苦しめる更なる悪影響や、COVID-19 のパンデミック及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の持続可能な開発目標（SDGs）に向けた進捗を逸脱させている経済的混乱から未だ回復途上にある途上国及び後発開発途上国といった国々の政策環境を複雑化させる、世界的な食料及びエネルギー安全保障、サプライチェーン、マクロ金融の安定性、インフレ及び成長に関する悪影響を強調する。

4. 我々はまた、気候や生物多様性の危機、それらが農業及び食料システムに与える関連するストレスによって世界が揺らいでいることを目の当たりにしている。気候変動に対処し、生物多様性の損失を削減するためには、迅速な行動が必要である。これらの度重なる複層的な危機は、人々の十分な食料への権利を実現するために、農業・食料システムを未来に即したものにすることが必要である。農業及び食料システムを持続可能かつ強じんに変革させ、2030 アジェンダ全体を実施する必要性はますます喫緊なものとなっている。そのため、我々は、世界レベルから地域レベルまで行動の機運を高める手段として、「国毎の道筋（National Pathways）」の策定を含む「国連食料システムサミット 2021」及びその「ストックテーキングモーメント 2023」を歓迎する。

5. 我々は、平和と協力の精神で力を合わせ、協働することでのみ、これらの任務を成功させることができると認識する。このような背景から、我々は以下の行動にコミットする。

¹ 世界の食料安全保障と栄養の現状：2023 年報告(SOFI)

求める行動

持続可能な生産の促進

6. 我々は、より強じんして持続可能な農業及び食料システムに向けた緊急に必要な変革の継続、また、持続可能な開発目標、とりわけ SDG 2「飢餓をゼロに」の達成に向けた 2030 アジェンダの実施、ひいては国家の食料安全保障の文脈における、十分な食料への権利の漸進的な実現にコミットする。我々は、食料安全保障及び栄養を確保し、貧困を撲滅するため、また安定性を促進し、経済成長を促すために、国家の状況や能力に従い、農業及び食料システムの強化と変革における取組を強化することの差し迫った必要性を認識する。

7. 我々は、持続可能な農業生産と持続可能な生産性向上を強化するため、強じんして持続可能な農業慣行及び技術の促進にコミットする。このことは、増え続ける世界人口のために食料安全保障を確保し、生計を農業及び食料システムに依存しているコミュニティに十分な収入を創出するために必要である。この観点から、我々は、世界食料安全保障委員会（CFS）の「食料システム及び栄養に関する任意ガイドライン」を支持する。

8. 我々は同時に、食料安全保障を達成するため、農業及び食料生産が環境、気候、及び生物多様性に与える悪影響を大幅に削減し、持続可能な強化、バイオエコノミー、循環経済並びにアグロエコロジー及びその他の革新的なアプローチを通じて、有益なものを大幅に強化するよう努力する。活用可能な手法の事例には、精密農業、有機農業生産技術、効果的な育種、統合的な土壌肥沃度管理、アグロフォレストリー、及び自然を活用した解決策を含む。この観点から、我々は、生産システムの違いとその脆弱性を考慮に入れ、「アグロエコロジーを通じた食料システム変革に向けたコアリション」及び CFS の「食料安全保障及び栄養を強化する持続可能な農業及び食料システムのためのアグロエコロジー及びその他の革新的なアプローチに関する政策提言」を評価する。

9. 上記のような複層的な危機に関連する短期的な課題に対処しつつ、我々は、より包摂的で、強じんかつ持続可能な農業及び食料システムのための中期、長期目標の達成に引き続き一層コミットする。それら目標の達成には投資が必要であることを認識する。

10. 複層的な危機により、各国が単一の食料源に依存していることが露呈したことに鑑み、我々は、益々多様化する貿易相手国との国際貿易を補完し、より強じんして十分に機能する農業及び食料システムを構築するために、より多様な地元及び地域の生産、市場並びにフードバリューチェーンを促進し、農村開発を支援することの重要性を強調する。

11. 我々は、持続可能な食料生産が、持続可能な食料消費及び健康的な食環境に密接に関連し合っていることを認識する。政府や政府間組織、民間セクター及び市民社会を含むその他のステークホルダーは、消費者が情報に基づいた健康的で持続可能な選択をしやすくするために、科学的助言に基づいた幅広い活動を促進するよう求められている。我々は、持続可能な農業及び食料システムから、持続可能で健康的な食料消費の選択や健康的な食生活を促す政策の促進にコミットする。これには、教育や情報キャンペーンを通じて消費者に情報提供し、食環境や栄養価の高い食料の入手可能性や手頃感を改善する活動も含まれるべきである。

12. 我々は、先住民や地域コミュニティの伝統的な知識を考慮に入れつつ、生産と栄養のサイクルを最適化し、手頃で新鮮かつ多様な食料供給を改善するために、地元で持続的に生産された飼料・食料に加え、地元に適応した持続可能な食料生産方法や植物品種、家畜育種を促進する。

13. 我々は、農業・食料システムの文脈において、気候変動への適応及び緩和が、生物多様性の保全や持続可能な利用と密接に結びついていることに留意する。そのため我々は、「農業及び食料安全保障に係る気候行動の実施に関するシャルム・エル・シェイク共同作業」及び「持続可能な農業、強じんな食料システム及び気候行動に関するエミレーツ宣言」を評価し、ナイロビ宣言に留意する。我々は、特に気候変動の影響に既に苦しんでいる国や地域における継続的な食料生産を支援するために、気候スマートな食料システム、農業慣行や手法の促進にコミットする。我々は、気候変動や生物多様性損失の要因になると同時に、影響も受ける農業の特異な部門的立場を認識する。我々はワンヘルスアプローチに沿って、生物多様性の保護・保全・回復及びその持続的な利用の際、また気候変動と闘う際の解決策の重要な一部としての農業の役割を強調する。我々は、持続可能な農業及び食料システム及びバイオエコノミーは、気候及び生物多様性の危機から抜け出す上で、極めて重要役割を果たすことを強調する。

14. 我々は、持続可能な家畜管理手法は、生物多様性や栄養、また長期的な気候目標の達成に前向きに貢献することに留意する。

15. 我々は、食料・農業のための遺伝資源の保全や持続的な利用が、作物や家畜の適応能力を確保するために非常に重要であり、生物多様性保全の根本的な柱であることを強調する。我々は、これらの遺伝資源の利用から得られる利益へのアクセスと、公正で衡平な配分を引き続き促進する。我々は、小規模農家や先住民、地域コミュニティが生物多様性の保護・保全並びに持続的な利用において果たす極めて重要な役割を認識する。我々は、各国の優先事項や選択に沿って、健康、頑健性及び生産効率を改善し、農業生産の気候への適応と気候変動緩和能力を加速させるために、育種における研究・イノベーションを促進する。

16. 我々は、気候変動、生物多様性及び土地劣化に関する国際協定及び文書、特に「パリ協定」、「国際連合砂漠化対処条約」、「生物多様性条約」、「生物多様性条約締約国による昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び「食料・農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の目的を実現するため、一貫した方法で、全力を尽くす。

17. 我々は、SDG 6 に沿って、農業にとって適切な品質の十分な水へのアクセスが死活的に必要であることを強調する。我々はまた、農業における水利用の効率化や保全、インフラ整備を含む流域レベルでの総合的な水管理と慣行を改善する必要性を認識する。すべての地表及び地下水資源への圧力を軽減するため、我々は、農業における持続可能な水管理と水利用の効率化を促進する。我々は、水資源の流出を最小限に抑え、水質の保持と改善に貢献するために、農業者や食品製造者に対する持続可能な生産支援を通じて、乏しい水資源を保護することの重要性を強調する。我々は、2023 年 3 月の国連水会議において「水行動アジェンダ」にまとめられた 700 を超える任意のコミットメントを歓迎する。

18. 我々は、「持続可能な土地管理のための任意ガイドライン (VGSSM)」に沿って、また、その他 FAO が主導する「グローバル土壌パートナーシップ (GSP)」における継続中または過去のイニシアチブを踏まえ、農業者の知識を増やし、持続可能な土壌管理の導入を促進する。このことにより我々は、土壌有機物の維持と可能であれば増加、また泥炭地の回復・保護と持続可能な利用形成により、土壌の健全性を図り、その結果として気候変動の緩和に直接的に貢献することを目指す。これは、家畜排せつ物及び堆肥の効果的かつ持続可能な使用を通じて、また、間作やアグロフォレストリー等の作付慣行を通じて、投入財コストを削減することを可能とする。我々は、持続可能な土壌管理のためには不耕起もしくは最小限の耕起慣行が妥当であることを認識する。

19. 我々は、FAO の「肥料の持続可能な使用と管理のための行動指針」を推進すること、また、地域毎の地元の条件を考慮し、有機肥料や化学肥料の持続的な使用、及び栄養サイク

ルの完結による肥料効率の向上や栄養損失の削減を、統合され持続可能な土壌肥沃度管理に取り入れつつ、持続可能な栄養素管理のための様々な慣行を使用することにより、肥料管理の改善にコミットする。我々は、再生可能エネルギーに基づいた窒素肥料生産の可能性を追求することにコミットする。我々はまた、入手可能性、手頃さ及びアクセスの改善の必要性を強調し、地元での肥料生産等、効率的で責任ある肥料利用を促進する。

20. 我々は、マメ科植物が、窒素固定、土壌の健康の改善、地元の飼料供給を強化する能力といったさまざまな利益をもたらすことを認識する。同時に、これらはタンパク源として、健康的で、バランスのとれた食生活に貢献しうる。

21. 我々は、科学的根拠により決定される、農薬によるヒトの健康や環境への潜在的リスクを低減し、農薬への耐性を避けるために、総合的病害虫管理を推進する。我々は、早期警鐘システム、作物管理技術、植物保護製剤の責任ある使用の推進、また、リスク低減及び、害虫や疾病防除の生物学的・技術的な手法や知識を農業者に提供する代替手段の促進により、これを実施する。

22. 我々は、持続可能な農業及び食料システムにとって真に必要で、またその成果を最大限応用し、拡大するための手段への更なる研究を支持する。我々は、現場で働く農業者や小規模事業者と協力してそれを行う。我々は、協調的な国際研究や開発イニシアチブ・計画の規模や多様性を高める。我々は、先住民や地域コミュニティの伝統的な知識の重要性や、それら伝統的知識を保護するための各々の権利を尊重する必要性を認識する。

23. 我々は、可能であれば、「国家の食料安全保障の文脈における土地所有、漁業、森林に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン (VGGT)」及び「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための CFS 原則 (RAI)」に沿って、責任ある官民投資を促進する。我々は、官民ファンドをより良く活用し、ひいては SDGs を特に途上国のために達成するために、責任ある投資を改善し、マイクロクレジット等、融資及び信用を提供し、革新的な金融商品の開発を促進する必要性を認識する。我々は、国際社会に対し、持続可能な農業への投資を加速させ、緊急に必要とされる責任ある投資として、農業セクターに資金を再配分することを求める。我々は、すべての国に対して、現在の政策やインセンティブの仕組みを見直し、国家政策と食料システムの開発目標の完全一致を確保するよう求める。

24. 我々は、強じんて持続可能な農業及び食料システムへの変革のために、あらゆる形のイノベーションが必要であることを強調する。我々は、農業及び食料システムのすべての段階において、持続可能な新技術や慣行の開発や実施を支援することにコミットする。我々は、実証された持続可能性重視のアプローチ、イノベーションや技術は、より積極的に実践され、大規模に活用されなければならない、能力構築や技術開発を必要とするとの見解で一致する。我々は、バイオエコノミーが農業食料システムの変革と持続可能性において果たす重要な役割を再確認する。

25. 我々は、すべてのステークホルダーが、科学的進歩、イノベーション及びデータの恩恵を受けるべきであることを強調する。この観点から、CFS の「国家の食料安全保障の文脈における十分な食料に対する権利の漸進的実現を支援する意思決定を改善するための FSN データ収集及び関連分析ツールの強化に関する政策提言」を歓迎し、デジタル技術へのアクセス、取り込み及び適用の促進にコミットする。我々は、理解しやすく、地域に適応し、ジェンダーに配慮した、説得力のある方法で、農業者に関連情報と知識を提供する上で、農業者団体、普及サービス及びコミュニティグループの重要な役割を強調する。

26. 我々は、持続可能な食料システムには、特に農村地域においては、あらゆる形態の差別を克服するために、持続可能な開発に向けた国際的・国家的に機能するガバナンスの仕組

みの強化が必要であることを確信する。ガバナンスが必要とされる分野の事例は、特に女性や若者の土地所有権、土地登記制度、地域に適応しかつ高品質な種子へのアクセス、農薬や動物用医薬品の製造承認の登録・管理制度、フードチェーンリスクの予防と管理、天候と市場の情報並びに金融及び農村インフラへの平等なアクセスを確保が挙げられる。我々は、分野横断的な協調と政策の一貫性を推進する。

強じんて持続可能なサプライチェーンの強化

27. 我々は、国際貿易が、安全で栄養価の高い食料を、世界規模で安定的かつ多様に供給することを可能にするという事実を強調する。しかしながら、世界の農業バリューチェーンは、不当な貿易規制、異常気象現象、病害虫の発生、インフレーション並びに不安定な市場により、ますますリスクにさらされている。我々は、これらのリスクが小島嶼国に特に深刻な影響を与えていることに留意する。

28. 我々は、世界貿易機関（WTO）を中核としたルールに基づく、開かれ、安全で、透明性があり、無差別で、包摂的、公平かつ持続可能な多角的貿易システムを支持することにコミットする。我々は、世界の食料安全保障を弱体化させる傾向にある輸出禁止や輸出規制等、不当な貿易規制措置を課さないことの重要性を強調する。我々は、第12回WTO閣僚会議（MC12）の成果、特に、「世界食糧計画の食料購入に対する輸出禁止・規制の除外に関する閣僚決定」を評価する。我々は、生産者と消費者双方に影響を与える過度な価格変動を避けるために、食料・農業の貿易や市場に影響を与える政策の関連情報を速やかに共有することの重要性を強調する。我々はまた、消費者と環境を保護するための科学に基づく多国間基準の重要性を強調し、貿易を促進するための関連する国際基準や規制への整合を図ることを奨励する。我々は、前向きな成果を得るために、第13回WTO閣僚会議（MC13）まで、他のWTO加盟国と建設的に作業することにコミットする。我々は、MC13の間、農業協定20条やその他関連する閣僚マンデート下での交渉事項の議論に貢献することをコミットする。

29. 我々は、農業市場の透明性及び食料安全保障への政策対応の強化において、G20農業市場情報システム（AMIS）イニシアチブが果たす重要な役割を認識する。我々は、食料市場の状況に関する時宜を得たデータを提供することができるよう、AMISを強化することの必要性を強調する。この観点から、我々は、任意による拠出の基盤を拡大すること、すべてのAMIS参加国に対し、在庫や価格を含むすべての関連データを提供することへのコミットメントを再認識させること、肥料及び植物油市場に関するAMISのモニタリング作業、並びに急性食料不安に対する早期警鐘システムにおけるAMISのパートナーとの作業支援の拡大を支援することの必要性を強調する。

30. 我々は、ロシア連邦及びウクライナから黒海を通過する穀物、食料品及び肥料／投入財の輸送が妨害されないことを求める。我々は「ウクライナからの穀物プログラム」を歓迎する。これは、特にアフリカにおける、途上国及び後発開発途上国の需要を満たすために必要である。この文脈で、食料及びエネルギー安全保障を維持することの重要性を強調し、我々は、関連するインフラに対する軍事的破壊及びその他の攻撃の停止を求める。

31. 我々は、食品安全リスク、動物由来感染症や植物感染症と闘うための優良事例や予防管理の実施の重要性を強調する。サプライチェーンは、これらへの対処なしには強じんにも持続可能にもなることができない。ワンヘルスアプローチに沿った形で、人間と動物の感染症と薬剤耐性（AMR）に関する予防、準備、管理のための国家システムを構築するために、すべてのセクターの能力を強化する必要がある。我々は、「食品由来のAMRの最小化及び抑制のための実施規範」に定められているように、慎重で責任ある抗菌剤使用を促進する。こ

の目的を達成するために、我々は関連する四者機関（WHO、WOAH、FAO 及び UNEP）の役割を強調する。

32. 我々は、農産品の持続可能なサプライチェーンは、人権と持続可能な開発にプラスの影響を与える可能性があることに留意する。我々は、それらが持続可能な生産・消費パターンを促し、森林減少・劣化の阻止に貢献し得ることを強調する。我々は、民間セクターがサプライチェーンの変革に責任を持つことを求める。この観点から、我々は、既存のイニシアチブに基づき、サプライチェーンにおけるすべての関係者間の対話を促進し、利用可能な技術を分析・促進し、関係者、特に小規模事業者とその生産者組合を支援する。我々は、関連する規制が、特に低所得国における食料安全保障に負の影響を与えないように、それらの効果を監視する必要性を強調する。

33. 我々は、市場との関係がサプライチェーンにおけるすべての関係者にとって平等であることが重要である旨強調する。我々は、特に小規模・中規模農家の市場参画や付加価値の高い製品を促進するため、彼らの地位を強化することにコミットする。我々は、農業従事者、女性農業者及び若手農業者を含むすべてのステークホルダーの権利がバリューチェーンに沿って強化されることを確保するよう努める。

34. 我々は、価格高騰、世界のサプライチェーンにおける現在進行中の混乱、及び食料・飼料・肥料の価格変動の増大について懸念を持って留意する。我々は、すべての人にとっての安全で栄養価の高い食料へのアクセス、入手可能性と手頃な価格には、地元での生産を含め、透明性があり、強じん、ルールに基づき、多様性があり、信頼できるサプライチェーンが不可欠であることを確信する。これは、特に脆弱なグループにとっての十分な食料への権利実現に不可欠である。

35. 我々は、国連のビジネスと人権に関する指導原則に従い、バリューチェーンにおける人権の強化を強く支持する。我々は、輸出国・輸入国双方のバリューチェーン関係者との深い対話は、バリューチェーンが持続可能な開発に貢献するための基礎であることを強調する。食料サプライチェーンにおいて人権デュー・デリジェンスを実施しているビジネスに関して、我々は、持続可能な成果の向上に役立つ「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス」等に留意する。

食料の損失と廃棄の削減

36. 我々は、食料の損失・廃棄の削減が、複数の持続可能な開発目標のために重要な要素であることを強調する。世界規模では、生産された食品の 14% が小売段階の前までに失われており、17% が小売及び消費段階で廃棄されている。廃棄された食品の製造に投入した資源のすべてもまた失われている。更に、廃棄がまた追加的な排出をもたらす。我々は、食料の損失・廃棄を国家の気候行動計画と「パリ協定への国が決定する貢献（NDCs）」へ取り込むことを促す。食料の損失・廃棄は世界の温室効果ガス排出の約 10% の要因である。

37. 我々は、サプライチェーン全体における食料の損失・廃棄の削減にコミットする。我々は、2030 年までに、小売・消費者レベルにおける世界の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失を含む、生産とサプライチェーンにおける食料の損失を削減することで、SDG12.3 を達成するという我々の目標を再確認する。

38. 我々は、食料の損失・廃棄の防止や削減のための国家戦略の策定を強く促す。これには、目標を定め、確立された基準に沿って食料の損失・廃棄を測定し、体系的で文脈に応じたアプローチが必要である。加えて、食料の廃棄ヒエラルキーに従い、食料サプライチェー

ン全体での適切な措置が策定・実施されるべきである。我々は、この観点から、すべてのステークホルダーを取り込み、地域、国内、国際レベルでの情報交換を促進するための取組を強化する。我々は、収穫後損失の防止・削減に役立つ、地方機関、インフラ及びコミュニティの支援や官民連携の奨励に取り組む。

39. 我々は、特に収穫後の損失を防止・削減するバリューチェーン慣行の改善や統合のための研究・開発への投資拡大の必要性を強調する。さらに我々は、市場情報に関して、バリューチェーンにおけるすべてのステークホルダーのために、情報に基づいたデジタル・技術ソリューションを促進することにコミットする。我々は、食料の貯蔵・輸送・加工・保存・保全・梱包に対する責任ある投資の促進・支援における取組を強化する必要性を強調する。我々は、国際機関に対し、この取組への参加を求める。

40. 我々は、余剰食料又は賞味期限が近い食品等、廃棄されてしまう食品の寄付の促進に努める。我々は、循環経済、特にバイオエコノミーが果たす重要な役割を強調する。それは、食料生産から得られる副産物を例えば飼料として利用することでフードチェーンに残すことができる。人間の消費又は飼料に適していない副産物は、異なるセクターにおける持続可能な適用として、生物由来の代替資源の生産に使用されるべきである。我々は、食料と飼料、サプライチェーンの安全性に十分配慮しながら、人間と動物にとって、最良の環境と健康の利益をもたらす選択肢を強化する必要性を強調する。

41. 我々は、食料の廃棄を防止・削減するための方策に関する、消費者への教育・情報インシアチブを促進する。我々は、計画や需要に基づく買い物、賞味期限、食品の貯蔵・冷蔵・保全、食べきれなかった食品の新たな活用等、消費者情報へのアクセス改善の必要性を認識している。

脆弱なグループの強化

42. 我々は、人々の十分な食料への権利を実現するために、すべての人の食生活を満たす十分な食料は、常に入手可能で、アクセスしやすく、手頃な価格でなければならないことを強調する。この観点から、我々は、CFS で採択された、今年 20 周年を迎える「国家の食料安全保障の文脈における、十分な食料への権利の漸進的な実現を支援するための任意ガイドライン」を強調し、また我々は、その実行及び活用を支援する取組の加速にコミットする。

43. 我々は、疎外され、差別、貧困に直面する脆弱なグループが、生産者としてのみならず、消費者としても食料不安、栄養不良及び複層的危機により大きな影響を受ける傾向があることを認識する。特に影響を受けるのは、十分に安全、健康的で適量かつ栄養価の高い食料にアクセスするための経済的もしくは物理的手段が乏しい人々である。我々は、既に気候変動や環境悪化による深刻な打撃を受けている地域で、食料不安のリスクが特に高いことに留意する。我々は、各国に対し、各種会合の COP で行われた、途上国の気候変動への適応・緩和を支援する金銭的コミットメントを想起させる。

44. 我々は、食料システムの持続可能な生産性向上を支持する措置は、特に農村地域における食料安全保障と栄養を改善し、すべてのステークホルダーにより良い生活を確保することに結び付く必要があることを強調する。我々は、若者、女性及び新規参入者を農業・食料セクターに惹きつけ、引き留めるための政策を策定することにコミットする。我々は当該セクターで働くすべての人々の進化するニーズに対応するために、知識と能力の共創・伝達や適切な金融サービスの強化を目指す。この観点から、我々は食料安全保障と栄養のための農業及び食料システムにおける若者の関与と雇用の促進に関する CFS の政策提言を奨励する。

我々は、農村地域の人々の生活環境への関心を高めることを目指し、政策及び制度は彼らの生活の保護・改善に則したものでなければならないことを認識する。

45. 我々は同時に、都市部の貧困層の生活水準を無視してはならない。我々は、都市農業、都市食料システム及び農村と都市の連携についての研究を促進する必要性を強調する。農村部からの移民増加を含む、増え続ける都市人口を背景に、我々は都市部と農村部の双方の人々が、十分に安全、健康的かつ栄養価の高い食料への同水準のアクセスを確保することにコミットする。我々は、同僚である大臣達に、経済成長、社会包摂並びに収入・雇用創設に的を絞った、誰一人取り残さない、効果的な貧困撲滅政策の策定を求める。我々は、近刊の「都市化と農村変革の文脈における食料安全保障と栄養を達成するための都市及び都市周辺の食料システムの強化」に関する HLPE-FSN レポートと、2023 年版の SOFI レポートを歓迎する。

46. 我々は、持続可能な食料システムにおける小規模生産者や農村労働者、並びに地域コミュニティや先住民の重要な役割を認識する。しかしながら、彼らの多くは不安定な状態におかれており、彼らのニーズは国家の政策決定において優先されるべきである。国連「家族農業の 10 年」と付随する国連決議 72/239 を念頭に、我々は、家族農業者を支援する政策や規制枠組みの策定・実施のためにステークホルダーと連携する。我々は、途上国におけるそれらのグループによる取組とともに、融資スキーム、新技術、技術訓練・支援や社会保険に関する彼らが直面する重要な課題を認識する。

47. 我々は、現在の不平等・不公平をなくすため、リーダーシップや意思決定上の立場も含めた、農業及び食料システムにおける女性の役割を認識・強化するための政策強化にコミットする。我々はそれゆえ、CFS の「食料安全保障と栄養の文脈におけるジェンダー平等及び女性と少女のエンパワメントについての任意ガイドライン」を歓迎する。

48. 我々は、特に脆弱なグループに対し、土地、水、資金、種子、肥料等の生産資源へのアクセス改善に努める。我々は、土地や安全な不動産及び相続権へのアクセスを強化することが、先住民や地域コミュニティのメンバー、特に女性にとって、極めて必要であることを強調する。我々は、CFS の「国家の食料安全保障の文脈における土地所有、漁業、森林に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン (VGGT)」の実現の重要性を認識する。

49. 我々は、人々の十分な食料への権利の実現のため、すべての人が安全で適切、手頃かつ十分な食料への確実なアクセスを得る可能性を確保することを、我々の同僚である大臣たちに求める。我々は、十分な食料への権利を実現するために、各国を支援する上での FAO 及びその他ローマに本部のある機関の過去 20 年間の重要な貢献を認識し、十分な食料への権利を国家レベルで更に促進するために、加盟国への技術的支援を強化するよう FAO を促す。

50. 我々は、すべての人の食料安全保障と栄養を確保すべく、すべてのステークホルダーが協働するための、最も包摂的な国際的・政府間プラットフォームとして、CFS の重要な役割を強調する。我々は、委員会の政策形成、グローバルな政策を調整する役割、及び食料安全保障と栄養のトピックに関する本質的な議論のためのマルチステークホルダーによるプラットフォーム機能を評価する。

51. 我々は、食料政策の策定への小規模事業者、女性、若者、先住民及び地域コミュニティや少数民族の参画強化にコミットする。我々は、食料システム変革のための重要な手段として、国連食料システムサミットプロセスにおいて策定された、「国毎の道筋」の実施において、すべてのグループ及びステークホルダーの意見が確実に反映されるよう努力する。

52. 我々は、確立された制度的状況の中での、市民社会、企業、政治、行政、教育及び科学のための食料評議会のような、持続可能な食料システムに関する包摂的な対話プラットフォーム

ームを評価する。我々は、特に脆弱なグループに対し、教育を提供し、情報や食料へのアクセスを促進する際に、これらのプラットフォームが果たす役割を歓迎する。

53. かつてないほど多くの危機に世界が揺れる今、我々は2030年までにSDGsを達成するために、これまで以上に密接に協力するよう努める。我々は2025年のGFFAで再び会することを期待する。